欧州連合(EU)の対外能力(2)

川崎 晴朗

Quot post excidium Trojae sunt eruta regna? Quot capti populi? Quoties fortuna per orbem servitium imperiumque tulit, varieque revertit?

——Marcus Manilius, Astronomica, I, 506*

はしがき

今回は、I「国際機関の対外能力」及びⅡ「北朝鮮とEU・EU加盟国との関係 (1)」の二つの論文を掲げる。

I は国際機関一般の対外能力につき現段階における筆者の考えの一斑を述べたものであるが、リスボン条約の効力発生から日が浅く、また参照すべき内外の論文が少ないこともあって試論の域を出ない。なお、筆者は関連論文を本紀要第127号(74-85頁)及び第136号(66-72頁)に寄せた。

リスボン条約は2007年12月13日に署名され、2009年12月1日に効力を発生したが、同条約は「欧州連合条約を改正する条約」及び「欧州共同体を設立する条約を改正する条約」の二つの条約を含む。本シリーズでは便宜上前者を「A条約」、後者を「B条約」と称することとしたい。

I 国際機関の対外能力

1. 冒頭に掲げたManiliusの言葉は、トロイの陥落後多数の国家が栄枯盛衰の途を辿ったことを述べているが、それ以前にも地球上のあちこち

^{*} 原文はラテン語の韻文であるが、有田忠郎教授はDonoel 版(1970年)により、フランス語散文から次のように訳しておられる(マルクス・マニリウス『占星術または天の聖なる学』[白水社、1978年]、57頁)。「トロイアの崩壊このかた、いかに多くの王座が覆されたことであろう。いかに多くの民族が虜囚となり、定めない運命の力で権力の座から奴隷の身に、下僕から主人にと、幾度変わったことだろう。」原文は示さないが、これに続き、「忘れられたトロイアの廃墟から、運命は何と大きな帝国を生み出したことだろう。最後にギリシアも、かつてアジアに嘗めさせた宿命への隷従を、自分も味わうこととなる。」

で国家と呼び得る政治団体が誕生し、また滅亡したことであろう。また、Manilius の言葉を俟つまでもなく、ある地域で二つ以上の政治団体が同時に存在する場合、その一つが地域の覇権を握り、他の政治団体はこれに臣属するというケースが歴史上無数にあった。ヨーロッパ世界の拡大に伴ない、非ヨーロッパ地域の多くも「無主地」(注4参照)として同じような立場に置かれた。このような団体は国際法上の行為能力を制限され、またはこれをもたない。本稿では、このような政治団体を仮に「非独立地域」と呼ぶ(1)。非独立地域は20世紀後半になって少なくなり(独立を達成し、また「海外県」等として宗主国の一部となったケースが多い。)、とくに国際法上の行為能力をまったくもたない地域は激減した。

過去2世紀について見ると、多数の政府間国際機関が誕生したことが目立つ。初期の国際機関は行政的・非政治的分野における事項を関係国が共同して処理にあたる目的でつくられたが、のち国際機関は増加し、その幾つかは単なる行政以外の分野でも活動を行なうようになり、国際社会における行動主体としてその存在感を増大させている。

ここでは、国際機関の対外能力とは何かにつき若干の考察を加えること としたい。

2. 1933年12月26日の「国の権利及び義務に関する条約」第1条は、国家の構成要素として(1)永久的住民 (population permanente)、(2)明確な領域(territoire déterminé)、(3)政府 (gouvernement) 及び(4)他国と関係を取結ぶ能力 (capacité d'entrer en relations avec les autres Etats) を掲げる。Louis Renaultは国家を "une réunion plus ou moins nombreuse d'hommes établis sur un territoire déterminé et obéissant à la même autorité qui agit avec indépendence à l'intérieur et à l'extérieur"と定義したが⁽²⁾、この定義は上記条約第1条で示された定義にかなり近いように思われる。

国の権利及び義務に関する条約第1条(4)の「他国と関係を取結ぶ能力」 が国家の対外能力または国際能力であって、国家が生来的にもつ主権の対

⁽¹⁾他に「不完全主権国」、「半独立国」、「附庸国」、「被保護国」、「海外領土」、「委任(信託)統治領」等の表現が使用され、いずれもそれなりの意味を有するのであろうが、本稿ではある国と従属的な形で結合された国または地域は「非独立地域」と総称する。

⁽²⁾ Académie de Droit International, Recuil des Cours, 1930-II (Paris: Recuil Sirey) 所 載 のCharles Dupuis, "Règles Générales du Droit de la Paix"より再引用した(p. 34)。

外的側面、すなわち国家の対外主権を表わすものである。Renaultは主権の対内的及び対外的の両側面に着目し、「政府は対内的にも対外的にも独立性をもって行動する。」と述べている。国家の対外主権は独立権を指すといってもよい。また、国家は法人格(personalité juridique)を有し、対外的にはそれは国際人格(personalité internationale)といわれる。

3. 主権国家は国際法の完全な主体であり、国際法が規定するすべての権利及び義務の帰属者であって、他国と国際法に基礎を置く関係(外交関係)を設定でき、またこの関係において、主権国家はその対外能力を原則として無制限に行使することができる。例えばある政治団体を独立国として承認したり、他国と条約を締結したり、他国との間で使節を交換したり、国際会議に参加したり、国際機関に加盟したりする能力をもち、その一方で違法行為に対する責任を負う(3)(4)。

主権国家は原則として国際法上の権利能力及び行為能力を兼ね備えている。権利能力は "capacité de jouissance des droits" (独Rechtsfähigkeit)、また行為能力は "capacité d'exercice des droits" (独Geschäftsfähigkeit またはHandlungfähigkeit) であって、前者はある国または国際機関が国際法上の権利及び義務の帰属者となる能力を、また後者は国際法にかかわる一定の行為(actes)を行なう法的能力を指す。すなわち、"capacité" は権利能力

⁽³⁾ 本紀要第138号でPaul Guggenheim教授が1953年、「(独立国家、英連邦のドミニオン及びヴァチカン市国) 以外の権利主体も、独立の外交政策を遂行する能力をもつ場合は使節権を享有できる。」との所説を述べたことを紹介したが(151頁)、「独立の外交政策を遂行する能力」とは「他国と関係を取結ぶ能力」と同義またはその一部であると考えられる。

⁽⁴⁾ かつては国家の権利とされたが、その後規制され、または主張できなくなったものがある。一例はいわゆる無主地を先占し(occupy)、これを自国の主権下に置く権利である。かつてヨーロッパ諸国は無人の地域または人口が希少で社会的な組織を備えていない地域はもちろん、先住民がいてもこれら諸国の文明に類する段階にない地域はこれを無主地と看做し、先占の法理の下で取得の対象とすることがあった。(単なる「発見」によってある国家が無主地を先占できた時代があったが、その後その国家は当該地域を実効的支配の下に置くことが先占の要件とされるようになった。)ヨーロッパ諸国はこれらの地域でいわゆる "mission civilisatrice"を実施した。第1次大戦後に調印された国際連盟規約すら、ドイツの海外植民地の大部分及びトルコの統治から離れたアラビア領土の一部を対象に委任統治制度を創設し、これら植民地及び領土の住民につき「該人民ノ福祉及発達ヲ計ルハ文明ノ神聖ナル使命 (a sacred trust of civilization)」であると規定した(第22条)。しかし、無主地の数が激減したこともあって、いまや国家の先占権は実質的にその意義を失った。

また、国際法は伝統的に戦争その他の武力行使を国家の権利として認めていたが、20世紀に入って戦争の違法化が進み、1928年8月27日署名され、1929年7月24日に効力を発生した「戦争放棄ニ関スル条約」(不戦条約)は国の戦争に訴える権利そのものを否定した。戦争の違法化は、1945年6月26日に署名され、同年12月24日に効力を発生した国連憲章により大きく進んだ。

を指す場合と行為能力を指す場合とがあることがわかる。

この点に関し、国際法主体が行使する国際法上の権利は"droit"ではなく、"capacité"とすべきであるとの意見がある。Salmonは、受動的使節権につき「現代の外交法では、これを"faculté d'entretenir des relations diplomatiques"と呼ぶが、この方がより正確である。」と述べている⁽⁵⁾。前述のように、"capacité"は権利能力を指す場合と行為能力を指す場合とがあるが、筆者は"capacité"を行為能力と解するならばSalmonの説は正しいと考える。畢竟、国際機関の対外能力とは当該国際機関の行使できる国際法上の個々の権利(または行為能力)を集約したものといえる。

4. 国家以外の政治団体(非国家主体、non-State entities) — 例えば国際機関・非独立地域 — が国際法上の主体性を部分的に認められることがある⁽⁶⁾。このような団体は、国家とは異なり国際法が規定する権利及び義務のすべてを当然に保有する訳ではない。国家以外の政治団体は国際法上の主体を有する場合であっても*a priori*に不完全な国際法主体なのであり、国際法上の権利の全部を享有することはないのである。

また、国家以外の政治団体は、団体ごとに保持する権利及び義務(対内・対外の両面について)の幅が異なるという際立った特性をもつ。Satowは、非独立地域(彼は"semi-sovereign states"の表現を用いている。)の対外能力について「外交使節を派遣する権利及び条約を締結する権利はco-extensiveではない。かくてエジプトは、トルコに対する従属関係が継続していた期間、諸外国と通商条約を締結することはできたが常設的な使節団を(外国で)維持する能力はもたなかった。」と述べるが「の、このような

⁽⁵⁾ M. Virally, P. Gerbet et J. Salmon, Les Missions Permanentes auprès des Organisations Internationales (Bruxelles: Bryland, 1971), I, 718. 他の国際法上の権利、例えば条約締結権も「条約を締結する能力」と呼ぶ方が正確であるということになろう。なお、Salmonは「受動的使節権」といっているが、使節権を受動的なものに限定せず、能動的使節権とあわせて「外交関係を維持する能力」と呼んでいるのであろう。

⁽⁶⁾ 最近では国際法が個人の主体性を規定する場合があるが、この点については省筆する。 国際機関のもつ国内法上の権利能力とは、国際機関が加盟国の領域でその国の国内法に準拠して「みずからの名において契約の締結、財産の取得・処分等を行う当事者資格を認められること」である(山本草二『国際法[新版]』[有斐閣、1985 年]、155 頁)。

⁽⁷⁾ Ernest Satow, A Guide to Diplomatic Practice (1st Ed.; London, etc.: Longmans, Green & Co.,1917), I,176. 筆者は、これを『東京家政学院筑波女子大学紀要』第7集(2003年3月)の拙稿でも引用した(注27)。

例は非独立地域のみならず国際機関についても多数観察される。

さらに、このような政治団体がもつ権利及び義務は時日の経過と共に増減することがしばしば生じる。国際機関の対外能力について言えば、これは本来生来的・内在的な能力で、必要なときは顕在化することがある、というのが筆者の考え方である⁽⁸⁾。したがって国際法上、国家以外の政治団体の一つ一つが必然的にsui generisな存在となるであろう。この点につき、なお下記9.を参照されたい。

- 5. 非国家的な国際法主体については、それが国際機関であれば基本的には加盟国の意思(設立条約等により示される。)に基づいて国際法上の行為能力を取得するが、前述のように、それは部分的なものである。完全な行為能力を取得するとすれば、それは当該国際機関が連邦国家のステータスを与えられたときである。また、非独立地域については、それは当該地域がこれまで宗主権を行使していた国から独立を達成したとき、または宗主国の一部となったときである。非国家的な国際法主体の行為能力に関しては、それが国際機関であれば基本的には加盟国の意思により、またそれが非独立地域であればやはり宗主権を行使している国の意思によりその範囲が決定される。
- 6. 田岡教授は、複数の国家が相互に従属的な関係にあって結合する場合、(1) 従属する国が国際法上の権利能力も行為能力ももたないもの、(2) 従属する国が国際法上の権利能力をもっているが行為能力はもっていないもの及び(3) 従属する国が国際法上の権利能力と制限された行為能力とをもつものの3種類に分類できる、と述べている(9)。田岡教授は各種類につき具体例を挙げているが、当然のことながら、その多くは著書の刊行後半世紀以上を経過した以上、現状とは一致しない。それはともかく、筆者

⁽⁸⁾ この点について、筆者は『外務省調査月報』2007年度/No.4(2008年3月)の拙稿でA.H.Robertson を引用したが、彼は「とくにヨーロッパの国際機関は、加盟国の間により高度の統合を作り 出すため絶えず進化の状態にある。」という(6-7頁)。かかる国際機関については、その対外 能力の幅が広がることは当然あり得る。しかし、国際機関自体がその目的・使命の達成のためにある国際法上の権利を行使することを必要であると考えても、加盟国の全部または一部 が反対し、または権利行使の対象とすべき第三国がこれは当該国際機関の能力の範囲内であるとは認めない事態があり得るであろう。

⁽⁹⁾ 田岡良一『国際法講義』上巻(有斐閣、1955年)、186-200頁。複数の国家が並列的に結合する場合については、同、168-186頁。

はこの分類方法を非独立地域のみならず、国際機関のもつ権利能力及び行為能力の実態の解明にも適用できるのではないかと考えている。いずれ歴史上の実例を拾い集め、それぞれについて検討を行なった上で論文にまとめたいと思う。

- 7. ある国際機関について、設立条約等が当該国際機関は法人格を有する旨を明文で規定することがある。これは、その国際機関が国際関係においては国際法の主体であることを加盟国が承認することを謳ったものであるが、これは加盟国がその国際機関の国際法主体性を完全に認めた訳ではなく、目的・使命の達成に必要な範囲で国際法上の権利・義務の帰属者となることを認めているに過ぎないと解さなければならない。逆に、たとえある国際機関の設立条約等にこのような規定が設けられていなくても、加盟国がその国際機関が必要な国際法上の権利・義務を行使することに反対していることにはならない。Reuterは、「設立条約等に明文の規定を欠く場合でも、国際機関は国際交通に参加する生来の能力を保持している。」といっている(10)。
- 8. さらに、設立条約等にかかる規定があっても、それはいかなる意味においても第三国を法的に束縛するものではない。国家の場合は、ある政治団体の主体性を認める行為が「承認」である。国際機関については一少なくとも現在までのところは一、第三国がその主体性を明示的に承認することはまずない。国際社会の現在の発展段階では、第三国がある国際機関に対し個々の権利(例えば条約締結権)を行使することによって(すなわち黙示的に)当該国際機関の主体性を一定の範囲で承認するといって差し支えないと考える。

EUの対外能力のうち、例えば第三国または国際機関との協定を締結する 権利についてはスボンB条約第216条に規定が置かれている。しかし、EUが この権利を行使できるか否かは第三国等の裁量にかかっているのである。

9. 国際機関にせよ非独立地域にせよ、非国家的な国際法主体が当初加盟国により付与された国際法上の権利とは別の権利を取得することが任務

⁽¹⁰⁾ Paul Reuter, *La Communauté Européenne du Charbon et de l'Acier* (Paris: Librairie Générale de Droit et de Jurisprudence, 1953), p. 117. 筆者は、これを『外務省調査月報』、2007年度/No. 4 (2008年3月)の拙稿でも引用した(2頁)。

の遂行上必要と考え、これを加盟国または宗主国が承認するよう主張する場合がある。この権利行使が対外面にかかわるものである以上、当該国際機関または非独立地域のこのような主張に対しては加盟国または宗主国の承認に加え、第三国が新しい権利の行使を明示的または黙示的に認めなければならない。筆者がこれまで研究の対象としてきたEUの使節権はその好例であって、EUが使節権を保持することについて当初は加盟国の一部は否定的な態度を取ったが、いまや全部の加盟国、そして大多数の第三国によって承認されるようになった。筆者は、EUは発足当時から使節権を行使する能力を生来的にもっていた、この能力が任務の達成に不可欠であることが関係国(加盟国及び第三国)によって次第に認められるようになり、今日に至ったといってよいと考えている。

1957年3月25日、フランス、西ドイツ等ヨーロッパ6ヵ国は欧州経済共同体(EEC)及び欧州原子力共同体(EAEC)を設立する二つの条約に調印したが、6ヵ国は同時にProtocole sur les privilèges et immunités de la CEE 及びProtocole sur les privilèges et immunités de la CEE 及びProtocole sur les privilèges et immunités de la CEEAに調印した。これら議定書はいずれも第16条で「その領域内に共同体の本部が置かれている加盟国は、共同体に信任されている第三国の代表部(missions)に通例の外交免除(les immunités diplomatiques d'usage)を与える。」と規定している。これが二つの共同体のもつ受動的使節権に関する唯一の関連規定であった。それもEEC及びEAECが受動的使節権を享有することを設立条約で明確に規定した訳ではなく、これを附属議定書において、しかもはなはだ間接的な形で認めているに過ぎない(11)。

そもそも、EEC及びEAECにとって先駆的存在である欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)を設立する条約には、このような規定がなかった。(『外務省調査月報』2006年度/No.3の拙稿を参照されたい。)ECSCが発足後に第三国の外交代表を接受し、また第三国に外交代表を派遣するようになること

⁽¹¹⁾ すなわち、筆者は、欧州3共同体(現在はEU及び欧州原子力共同体 = EAEC)の使節権は能動的なものにせよ受動的なものにせよ、設立条約等により明確に付与されたものとは言い難いと考えている。とくに能動的使節権は、三つの共同体(のちのEU及びEAEC)の委員会(欧州石炭鉄鋼共同体 = ECSCについては最高機関。のち欧州共同体委員会 [EC委員会] に統合された。現在の欧州委員会である。)が一部の加盟国の反対にもかかわらず行使するようになった、と考えるのである。

は、設立条約の起草者も予想していなかったのである。そして、ECSCの 経験がEEC及びEAECが上記のような形で生かされたのである。

一方、能動的使節権に関しては欧州3共同体設立条約のいずれにも関連規定は置かれないまま、それぞれの委員会(ECSCについては最高機関) 一のちEC委員会、欧州委員会 — が行使した。少なくとも当初は、各共同体理事会、すなわち加盟国政府の了承を得ることはなかったようである。(『外務省調査月報』 2007年度/No.1の拙稿を参照されたい。)

2004年10月29日に調印された欧州憲法条約の第III-328条第1項は「第三国及び国際機関に対するEUの代表部はEUを代表する。」との規定を置いたが、これがEUの能動的使節権に関する最初の関連規定であって、EU加盟国はこれによりはじめて欧州委員会の在外代表部の存在を公式に認め、これをEU代表部とすることに同意したのである⁽¹²⁾。しかし、同条約は効力を発生しなかった。リスボンB条約の第221条(1)は欧州憲法条約に倣い、第三国及び国際機関におけるEU代表部はEUを代表する、と規定した。これにより欧州委員会の域外代表部はEU代表部となり、また初めて条約上その存在が認められたのである。

10.最近、EUと同様、地域的国際機関の一部が使節権を行使するようになった。筆者の知り得た範囲では、アフリカ連合(AU)及び東南アジア諸国連合(ASEAN)の2例がある。AUについては本紀要第127号(81-2頁)及び第138号(153-160頁)、またASEANについては本紀要第134号(161-2頁)及び第138号(160-3頁)で触れた。筆者は、本紀要第124号で、「将来は…非国家主体と国家との間で、また、これら非国家主体相互の間で常駐使節の交換が活発に行なわれるようになる…ことは、十分に予想できると考える。」と述べた(86頁)⁽¹³⁾。この予想は、筆者が考えていた以上のスピードで実現しつつあるのかも知れない。

「共同体」、「連合」を名乗る地域的国際機関の全部がその地域の統合を

⁽¹²⁾ 欧州議会は2000年9月5日の決議で、「欧州委員会の代表部(Commission delegations)の地位を変更し、欧州共同体の代表部(Community delegations)とする」ことを提案した(テキストはOfficial Journal, C135 [7 May 2001], 英語版69-72頁)。欧州憲法は、この決議の内容を取り込んだのであるうか。

⁽¹³⁾ 筆者は、『外務省調査月報』 2006年度/No.3、2007年度/No.4等でも同様のことを述べた(それ ぞれ91頁、27頁)。

目指しているとは必ずしも言えないが、本紀要第136号で述べたように、例えば「共同体」を称する国際機関としてカリブ共同体(Caricom)、アンデス共同体(Comunidad Andina)、南部アフリカ開発共同体(SADC)、西アフリカ諸国共同体(ECOWAS)等がある(89頁)。それぞれが地域的統合の達成を目指しており、最終的にいかなるレベルの統合を達成するのか、今後とも注目する必要がある。「ASEAN共同体」、「東アジア共同体」のように未発足ないし構想の段階にある機構もある。

11. 最近とくに興味がもたれるのはロシアを含む一部の旧ソ連諸国の 動きである。2009年12月19日、ロシア、ベラルーシ及びカザフスタン3ヵ 国の大統領はカザフスタンのアルマトイで会談を行ない、2012年1月1日 までに3国間に「統一経済圏」(единаяэкономическая зона)を形成することで合意した。そのため、まず2010年1月から3 л 国は関税同盟を発足させることとしたが(例えば、2009年12月26日付朝日 新聞、8頁)、これに関連して、2012年3月のロシアの大統領選で「返り咲き」 がほぼ確実といわれるプーチン・ロシア首相が2011年10月4日付イズヴェ スチヤ紙に寄稿、「ユーラシア同盟」(14)の創設を提唱した。5日付日本経済 新聞はモスクワ発の石川陽平特派員の記事を掲げ、プーチン首相の提唱の 内容を伝えたが(2頁)、これによると、ロシア、カザフスタン及びベラルー シの3ヵ国が発足させた関税同盟は2012年からは人、資本等の移動も自由 にする「統一経済圏」に移行するが、プーチン首相は「次のより高い水準 の統合であるユーラシア同盟に進むという野心的な目標を立てる。| と表 明したのである。同首相は、3ヵ国の「統一経済圏」をまずキルギスタン 及びタジキスタンに広げ、次第に旧ソ連諸国の地域統合を進める、という 構想を立てているようである。1991年12月21日に調印された「アルマトイ 宣言 | に基いて創設された独立国家共同体(CIS)に取って代わる構想で あろうか。プーチン首相は、さらにユーラシア同盟及びEUの間に自由貿 易のルールに基礎を置く相互関係を築き、「大西洋から太平洋まで」広が る一大経済圏の構築を呼び掛けるという。同首相は、旧ソ連諸国はEUに は加盟せず、これとは別の「統一経済圏」を形成する、という意図を有し

^{(14)「}ユーラシア同盟」は "Евразийский Союз" の訳であるが、筆者は「ユーラシア連合」とした方が適切であると考える。

ているようである。

プーチン首相の構想は、彼が大統領に復帰した場合に採用するであろう外交方針の一つと考えればきわめて興味がある。もちろん、旧ソ連圏におけるロシアの求心力を高めようとする彼の政治的思惑もあろう。一方、旧ソ連諸国の中にはバルト3国の他にもユーラシア同盟ではなくEUへの加盟を選択する国があるかも知れない⁽¹⁵⁾。しかし何らかの形でユーラシア同盟が出現し、多くの旧ソ連諸国の間で、そして政治・経済その他の分野でユーラシア大陸の東半分を覆う形で地域統合が進捗する可能性につき、いまからこれを絶無と決めつける訳にはいかないであろう。

Ⅱ 北朝鮮と EU・EU 加盟国との関係 (1)

1. はじめに

筆者は、『外務省調査月報』2002年度/No.2 (2002年12月刊)に「北朝鮮とEU・EU加盟国との関係」を寄稿した。本稿はその続編である。この稿では前稿を単に「拙稿」として引用する。また、朝鮮民主主義人民共和国は「北朝鮮」とする。

拙稿の刊行から約10年の歳月が流れた。筆者は朝鮮半島問題の専門家ではないので、ここでは過去10年の間に北朝鮮及びEU・EU加盟国の関係はどのように展開してきたかをフォローし、若干のコメントを述べるにとどめたい。この問題に関しては久留米大学の児玉昌己教授が『久留米大学法学』第55号(2006年9月刊)に「EUの北朝鮮政策—朝鮮半島でのEU外交の可能性と限界—」を、また『日本EU学会年報』第28号(2008年4月刊)に「EUの北朝鮮政策—EU外交の可能性と限界—」を寄せておられるので参照されたい。

2. 本稿の構成

前掲の拙稿は2002年末の刊行である。当時EU加盟国は15を数えたが、

^{(15) 2009}年7月3日付*The New York Times*にモスクワ発Ellen Barry記者の "Russia's Neighbors Resist Wooing and bullying" と題する記事が載っており、ロシアはベラルーシ、ウズベキスタン、トルクメニスタン等における西側諸国の影響を何とか縮小させたいとしている旨述べている (A1、A12頁)。

うちフランス及びアイルランド以外の13ヵ国はすでに北朝鮮との外交関係を開設していた。その後、アイルランドは北朝鮮と公式にこの関係を設立した(後述)。

EUには2004年5月1日にポーランド等東欧諸国、旧ソ連構成国の一部(バルト3ヵ国)及び旧ユーゴ構成国の一部(スロヴェニア)を主体とする10ヵ国が、また2007年1月1日にはブルガリア及びルーマニアの東欧2ヵ国が加盟したので、いまではEU加盟国は27を数える。

本稿では、まずアイルランド及び2004年及び2007年、EUに新規に加盟した12ヵ国と北朝鮮との外交関係について眺める。つづいて、EU加盟国では唯一の北朝鮮との外交関係をもたないフランスの北朝鮮に対する態度につき述べ、これがEUの北朝鮮政策そのものにどのような影響を与えているかにつき触れる。

3. アイルランド及び北朝鮮の間の外交関係の開設

2002年12月に拙稿が発表された当時、EU加盟国中、フランス及びアイルランドの2ヵ国は北朝鮮との間に外交関係を設定していなかった。

- (1)アイルランドは2003年12月10日、北朝鮮と外交関係を設定した。朝鮮通信社『朝鮮通信』2003年12月22日付によると、12月20日、朝鮮中央通信が発表したところでは、12月10日、北朝鮮及びアイルランド両国の外務省が平壌(ピョンヤン)で外交関係の設定に関する公式会談を行ない、合意に達したので設定に関する文書を交換したという(2頁)。
- (2)ちなみに、2002年末、当時のEU加盟国のうち13ヵ国のうちスウェーデン、フィンランド及びデンマークの北欧3ヵ国は1973年に北朝鮮を承認し、これと外交関係を樹立した。つづいて1974年にオーストリア、また1975年にポルトガルがそれぞれ北朝鮮と外交関係を設定した。さらに、2000年初頭から2001年3月までの1年余の間に、イタリア、イギリス、オランダ、ベルギー、スペイン、ドイツ、ルクセンブルグ及びギリシャの8ヵ国が北朝鮮と国交を樹立した(詳細は拙稿、20-21頁)。

これら13ヵ国のうちイタリア、オランダ、ベルギー、ドイツ⁽¹⁶⁾ 及びルクセンブルグの5ヵ国は欧州3共同体の原加盟国である。スウェーデン、

^{(16) 1958}年当時は西ドイツ。同国は1990年10月3日、東ドイツを併合した。

フィンランド、デンマーク、オーストリア及びポルトガルの5ヵ国は3共同体またはEUに加盟する前から北朝鮮と外交関係を有していた。イギリス、スペイン及びギリシャの3ヵ国は、アイルランドと同様、加盟後になって北朝鮮との外交関係を開設した。

(2)北朝鮮は、2000年以降とくに同年6月の南北首脳会談以降、西側資本主義諸国等と立て続けに外交関係を設定したが、これら諸国の中核となったのがEU加盟国であったと云い得ると思う。さらに、2003年末、アイルランドも北朝鮮と外交関係を樹立したのである。

4. 2004年以降EUに加盟した12ヵ国及び北朝鮮

拙稿の刊行後EUに加盟したのは、アイルランドを除いて次の12ヵ国であるが、二つのグループに分かれて加盟した。

(i)2004年5月1日に加盟した国(10ヵ国):

ポーランド、ハンガリー、マルタ、キプロス、リトアニア、ラトヴィア、エストニア、スロヴェニア、チェコ共和国及びスロヴァキア。

(ii)2007年1月1日に加盟した国 (2ヵ国):

ルーマニア及びブルガリア。

2004年5月6日付『朝鮮通信』によると、5月3日、EUの拡大を祝賀するため北朝鮮駐剳のデーヴィッド・アーサー・スリン(イギリス)、ドリス・ヘルトラムフ(ドイツ)、ポール・ベイエル(スウェーデン)及びボイツェフ・カウザ(ポーランド)各大使はポーランド大使館において共同で宴会を催したが、これには林景萬・貿易相、弓錫雄・外務次官、洪善玉・対外文化連絡委員会副委員長、在朝の外交代表及び国際機関代表等が招かれたという(11-2頁)。

新規加盟12 ヵ国のうち、ソ連の構成国であったバルト3国、すなわちラトヴィア、エストニア及びリトアニアがEUに加盟を申請したのはそれぞれ1995年10月27日、11月28日及び12月8日であった(欧州委員会『1995年一般報告』、ポイント815)。

チェコ共和国及びスロヴァキアは、かつてはチェコスロヴァキアとして一つの国であった。スロヴァキアは1995年6月27日、またチェコ共和国は1996年1月17日、それぞれEUに加盟を申請した(『1995年一般報告』、ポイント815)、『1996年一般報告』、ポイント786)。

欧州連合(EU)の対外能力(2)

旧ソ連は15の共和国で構成されていたが、1991年12月にその解体及び「独立国家共同体(CIS)」の創設が発表された。バルト3国はソ連の解体前に独立を宣言したが、CISに参加せず、またグルジアも当初参加を拒否した。トルクメニスタン、ウクライナ及びモルドヴァの3ヵ国は「客員参加国」であり $^{(17)}$ 、一方グルジアは1993年になって方針を変え、CISに加盟した。本紀要第131号で述べたように、1991年12月23日、欧州共同体及び加盟諸国はロシアが旧ソ連の承継国となったことを歓迎した(90頁)。いずれにしても、旧ソ連構成国に関しては、バルト3国を除く12ヵ国はEUに未加盟である。

旧ユーゴは1991年6月25日、同国を構成する6共和国のうちクロアチア及びスロヴェニア、9月18日にマケドニア、10月15日に、ボスニア・ヘルツェゴヴィナがそれぞれ独立した。筆者は、『東京家政学院筑波女子大学紀要』第8集で述べたように、ボスニア・ヘルツェゴヴィナが離脱したとき旧ユーゴは実質的に解体したといってよいと考えている(7頁)。残る2共和国はセルビア及びモンテネグロで、両国は1992年4月27日、新ユーゴの創設を宣言した。これにより、旧ユーゴは完全に解体した。新ユーゴは2003年2月4日、「セルビア・モンテネグロ」と改称したが、2006年6月3日、モンテネグロ議会はセルビアからの独立を宣言、セルビアもこれを承認した。さらに、2008年2月17日、セルビア自治領のコソヴォが独立を宣言した。これまでのところ、旧ユーゴを構成した6共和国のうちスロヴェニアのみがEUに加盟している。同国がEUに加盟申請したのは1991年1月17日である(『1996年一般報告』、ポイント786))。

また、チェコスロヴァキアがチェコ共和国及びスロヴァキアの二つの独立国に分離したのは1993年1月1日のことであった。本紀要第131号で述べたが、欧州共同体は1993年1月1日、両国がチェコスロヴァキアの外交関係を相続した(inherit)ことを認めた(92頁)。チェコ共和国及びスロヴァキアは、のち同時にEUに加盟した。

ハンガリー及びポーランドがEUに加盟を申請したのはそれぞれ1994年

⁽¹⁷⁾ うち、トルクメニスタンは1994年に客員参加国に移行したもの。ウクライナについては、正式にCIS憲章を承認しておらず、「事実上の」客員参加国となっている。

3月31日及び同年4月5日(『1994年一般報告』、ポイント785)、ルーマニアが申請したのは1995年6月22日のことである(『1996年一般報告』、ポイント815)。ブルガリアについては、同年12月16日の申請であった(同、ポイント833)。

2004年以降東欧の10 ヵ国がEUに加盟したが、これら諸国はEUに加盟する前から北朝鮮と外交関係を有していた。

一方、地中海諸国のうち、キプロス及びマルタは、それぞれ1990年7月4日及び1998年9月10日、欧州共同体(またはEU)に加盟申請を行なった(それぞれEC委員会『第24一般報告(1990年)』、ポイント722、欧州委員会『1998年一般報告』、ポイント834)⁽¹⁸⁾。

[注 2011年9月30日付日本経済新聞は、9月29日パリ発共同電をキャリー して次のように報じた (8面)。

『フランス外務省報道官は29日、北朝鮮の首都平壌に文化、人道援助分野での協力を目的とする常設事務所を「数日以内に」開設すると発表した。 ……常設事務所の開設は直ちに外交関係の樹立を意味する訳ではないが、 今後、両国関係強化の拠点になるとみられる。』

この事務所の開設については情報収集の上、本紀要の次号で詳細を述べることとする。]

[付記1] ユーロ圏の再編成

1. 本シリーズに「ユーロ圏の再編成」と題する付記を載せることに疑問をもたれる方がいるかも知れない。しかし、欧州連合(EU)が通貨統合という段階に、たとえ部分的にせよ突入したことに間違いはなく、これは、EUの対外関係にも、またヨーロッパ統合の目標をどこに置くかの議論にも大きな影響を与えるであろう。少し長い「付記」になったが、御了承を得たい。

個人的なことになるが、筆者は1957年秋から2年間、フランスのリヨン 大学の法学部に籍を置いていた。経済学関連の講義もフォローしたが、そ

⁽¹⁸⁾ マルタは1990年7月16日に加盟申請したが(EC委員会『第24次一般報告(1990年)』、ポイント724)、のちこれを保留した。1998年9月の申請は再申請ということになる(欧州委員会『1998年一般報告』、ポイント835)。

の一つはJacques-R. Boudeville教授によるもので、教科書はFrançois Perroux, *L'Europe sans Rivages* (Paris: Presses Universitaires de France, 1954)であった。この書物の419頁に次の箇所がある。

Dans la hiérarchie des mots obscures et sans beauté dont les discussions économiques encombrent notre langue, le terme d'intégration occupe un bon rang. 「フランスの経済学界では曖昧で、また美しさにも欠ける単語についての議論がさかんであるが、"intégration" なる語はこれら単語の序列の中でも上位に位置する。」と訳せばよいであろうか。

2. ユーロ圏の将来の姿

筆者は2011年9月9日付朝日新聞で「ユーロ圏再編ありうる」のタイトルが付された記事を関心をもって読んだ(第9面)。これは同紙がDavid Marsh公的通貨・金融機関フォーラム共同議長にインタビューした際の記録である。 Marsh氏はどうやら1999年1月1日に導入されたユーロ(2002年1月1日、EU加盟11ヵ国で各国通貨に代わってユーロ紙幣が流通するようになった。のち、ギリシャ等6ヵ国がユーロ圏に参加した。)は成功ではなかった、ギリシャ(さらにイタリア、アイルランド、スペイン及びポルトガルの4ヵ国。ギリシャと共に"PIIGS"と称される。)はユーロ圏から脱退すべきである、との考えのようである。さらに彼は今回のインタビューで、「(ギリシャ等の脱退後)いまはユーロ圏ではないが北欧各国やスイスが加わればいいグループになりうる。」と述べている。

ギリシャがユーロを導入することは2001年1月1日に決定したが、2004年11月15日、ユーロ圏財務相会議において、この決定がなされた時点でギリシャは実際には収斂基準を満たしていなかった(同国は実際の財政赤字を偽って欧州委員会に報告した)ことが明らかになった。しかし、欧州委員会のJoaquín Almunia委員(経済・金融担当)は会見で、ギリシャに対して警告措置は取るがユーロ圏から除名はしないとの姿勢を示したという⁽¹⁹⁾。欧州委員会は2004年12月1日、ギリシャの財政事情につきレポートを作成、また同月22日、再発防止のための提案を行なった(欧州委員会『2004年一般報告』、ポイント51)。

^{(19) 2004}年11月17日付朝日新聞、10頁。EUは、その後もこの姿勢を取りつづけている。

ギリシャでは2009年10月4日に総選挙が行なわれ、全ギリシャ社会運動 (PASOK) がそれまでの与党・新民主主義党 (ND) に圧勝して政権交代 が行なわれた。同月6日PASOK党首のゲオルギオス・パパンドレウ(Georgios Papandreou)が首相となったが、彼の政権はその直後、前政権 (コンスタンチノス・シミティス[Constantinos Simitis]及びコスタス・カラマンリス[Costas Karamanlis]両首相が率いたND政権を指すと見られる。) の財政収支統計の誤謬を指摘した(20)。2009年の財政赤字の見通しをGDP比3.7%から72.7%に大幅修正した結果、ギリシャに対する信用不安が国際的に広がった。パパンドレウ政権は2009年12月以降、緊縮策を打ち出したが、一方では他の "PIIGS" 諸国の肥大した財政赤字が指摘されるようになった。かくて、2008年秋以降の世界的な経済危機を背景にユーロ安が進行することとなった。債務問題は "PIIGS" 5ヵ国の国債をもつ銀行の経営悪化も招き、金融不安が広がった。

2010年2月16日の臨時欧州理事会(EU首脳会議)を手始めに、EUまたはユーロ圏参加国は頻繁に会合を重ね対策を講じてきたが、2011年10月26日夜から27日朝にかけてユーロ圏17ヵ国の首脳会議がブリュッセルで開催され、三つの柱から構成される包括支援案で合意した。

筆者がとくに指摘したいのはユーロ圏の域内経済で生産性格差・コスト格差に基づく不均衡が見られた場合これを通貨調整する手段が失なわれたため、"PIIGS" 5ヵ国のような「域内弱者」の財政政策の運営がそれだけ困難になったという点である。ユーロ圏の首脳会議で、今後各国が経済・財政政策の大幅な変更の際は欧州委員会及び他のユーロ圏諸国と事前協議を行なうことになったようであるが、これは当然である。そもそも、通貨は統一するが各国の経済・財政政策の策定はその国の「聖域」に留める、という考え方自体がおかしいのである。

上記の包括支援策の柱の一つは欧州財政安定化基金 (European Financial Stability Facility=EFSF) の増強策である。これは2010年5月、ユーロ圏内

⁽²⁰⁾ ギリシャが肥大した政府債務を抱えていることを最初に公表したのはPhilippos Sahinidas財務 副大臣ではないかと思われる。2009年12月11日付*The Times* (London) によると、同副大臣はギリシャの財政赤字が3,000億ユーロに達すると述べた(77頁)。15日付同紙は、パパンドレウ首相がその前日、実業界及び組合のリーダーを前にギリシャは借金の海に溺れようとしている、厳しい対策が必要である、と述べた旨報じた(34頁)。

で財政危機に陥った国を緊急支援する目的で設置が決定された基金であるが、包括案ではEFSFの国債をもつ投資家が損失を蒙った場合にその一部を補填する方式と、EFSFが "PIIGS"のような財政不安を抱える国の国債を買い入れる子会社をつくり、国際通貨基金 (IMF) 等から資金を受ける方式とが併用される。この二つの方式の併用で、EFSFが支援に使える資金の規模は1兆ユーロになる見込みであるという。

3. 筆者の感想(1)

筆者はMarsh氏とのインタビュー記事からとくに次の二つのことを思った。

- (i) 筆者は1959年7月10日から1961年9月30日まで在ベルギー日本大使館に勤務したが、当時ベルギーは隣国のルクセンブルグと共に経済同盟(Union Economique Belgo-Luxembourgeoise = UEBL)を結成しており、ベルギー・フランがルクセンブルグでもそのまま通用していた。(なお、ルクセンブルグ中央銀行は独自にルクセンブルグ・フランの硬貨を発行していた。) 筆者は、通貨はそれぞれの国の象徴であるというが、同じような経済水準にある国、それも二つか三つの国が経済同盟をつくるのであれば通貨の統一もうまくいくのだなあ、と感心した。当時は車で国境に差し掛かると銀行のほかに両替の看板を掲げた大小の店が並ぶ光景が見られたものであるが、ベルギー・ルクセンブルグ国境ではそのようなことはなかった。ホテル(当時は外交団の人々はみなMaison Rougeという鄙びたホテルに宿泊した。) やレストラン (ルクセンブルグ市内の一流店でも、マルカッサン[イノシシの1歳仔]を食べさせるアルデンヌ山中の小さな店でもみな同じ。) の支払いはいつもベルギー・フランで済ませた。
- (ii) Marsh氏のいう北欧諸国の一部(ノルウェー及びアイスランド)並びにスイスはEUに加盟していない。しかし、ユーロ圏の結成に限らず、EU加盟国の全部または一部が非加盟国のいくつかがある目的をもって協定を締結することはこれまでにもあった。一例はシェンゲン協定(Schengen Convention)で、これにより参加国はビザなしで相互に国境を通過できるようになった。シェンゲン協定は二つあり、1985年6月14日、当時EUに加盟していた10ヵ国のうちフランス、西ドイツ及びベネルックス3ヵ国の計5ヵ国が最初のシェンゲン協定に署名した(EC委員会『第19次一般報

告』[1985年]、ポイント295,639)。これは、欧州共同体の枠外の協定である。5年後の1990年6月19日、第2のシェンゲン協定施行協定が締結された(1995年3月26日効力発生、欧州委員会『第24次一般報告』[1990年]、ポイント163)。これが第2のシェンゲン協定である。1997年10月3日に署名され、1999年5月1日に効力を発生したアムステルダム条約は、「シェンゲン・アキを欧州連合の枠内に統合する付属議定書」により二つのシェンゲン協定をEU法として取り入れた。シェンゲン圏はいまや20あまりのヨーロッパ諸国にひろがっており、ノルウェー、アイスランド、スイス等のEU非加盟国もこれに含まれる。一方、イギリス及びアイルランドはEU加盟国であるがシェンゲン体制の一部に参加しているに過ぎない。なお、両国の間には「共通旅行区域」(Common Travel Area)が存在している(21)。

イギリス及びアイルランドのほかにも、複数の国の間ではシェンゲン協定が締結される前から国境の通過が原則として自由化されていた。北欧諸国の例を挙げよう。1971年、北欧協力に関する政府間の意思決定機関として北欧閣僚会議が新設されたが、具体的成果の一つとして北欧旅券同盟(Nordic Passport Union)が発足、北欧諸国(EU加盟国・非加盟国の双方が含まれる。)の国民であれば旅券なしで域内の自由移動が保障されるようになった。

ヨーロッパには、ベルギー及びルクセンブルグの間に存在した経済同盟 に類似する同盟関係がほかでも存在していたし、また現在も存在している のである。

(iii) 1992年2月調印され、1993年11月に効力を発生したマーストリヒト 条約は経済通貨同盟(Economic and Monetary Union = EMU)の創設を一 つの目標に据え、そのための三つの段階を定めた。第3段階が単一通貨の

⁽²¹⁾ イギリスは1800年、アイルランドの合併を強行し、議会は廃止されたが、住民の抵抗に遭い、アイルランドは1882年に自治を回復、議会は立法の自主権を握った。イギリスは1921年12月6日、アイルランド自由国の成立を承認し、同国はカナダ、オーストラリア、ニュー・ジーランド、南アフリカ連邦等の自治領と同等の地位を獲得した。また1937年12月29日施行された憲法はアイルランド自由国の名称を捨てて「主権をもつ独立民主国家」を宣言し、アイルランドの古名であるEireを国名に採用し、また従来の総督は国民に選出された大統領に取って代られた。1948年12月21日、アイルランド共和国法が成立し、さらにアイルランドは英連邦から離脱した。しかし、イギリス及びアイルランドは両国間の国境の開放を継続することに合意し、これを基礎に両国間には共通旅行区域が形成された。リスボンB条約の第3部第V編第2章(第77条一第80条)は「自由、安全及び正義の領域」と題されているが、条約附属の宣言56を参照のこと。

発行であるが、かくして誕生したユーロ圏には17ヵ国の加盟国が参加しただけではない。例えば、アンドラ、モナコ、サン・マリノ及びヴァチカンの四つのEU非加盟国が当初からこれに加わっていた。1999年まで、アンドラではフランス・フラン及びスペイン・ペセタの双方、モナコではフランス・フラン、サン・マリノ及びヴァチカンではイタリア・リラがそれぞれ通用していた。(ちなみに、リヒテンシュタインは当初オーストリアと通貨同盟を形成していたが、現在ではスイス・フランが法定通貨として通用している。もしオーストリア・リヒテンシュタイン通貨同盟がそのまま存在していたとすれば、リヒテンシュタインもユーロ圏に加わっていたであろう。)フランス・フラン、イタリア・リラ等がユーロに取って替わられた結果、これら小国もほぼ自動的にユーロ圏に参加することになったのである(22)。

(iv)経済統合は、通常さまざまな段階を通過しつつ進められる。かつて Balassaは、経済統合は(1)自由地域、(2)関税同盟、(3)共同市場及び(4)経済 同盟等の段階を経て行なわれる、と述べた⁽²³⁾。前述したように「統合」と いう言葉は曖昧で、多義的な言葉である。これを定義することはもともと 困難で、いわんやその段階を明確に分類することは、たとえ経済統合の場合に限ってもきわめて難しい。Balassaとは別の分類を試みる学者もいることであろう。しかし、いずれも「目安」以上のものではあるまい。しかし、「目安」が必要なときもあろう。

いずれにしても、EUの推進してきたヨーロッパ統合はすでに半世紀以上の歴史を刻み、また経済面以外でも広い分野で加盟国の諸政策の調整を行なっているので、きわめて複雑な段階を踏み越えてきたといえる。二つの段階が重なっていることもあったし、政策によっては全加盟国が採用しないという「雁行」の現象もみられた。通貨統合でも加盟国の全部がユー

⁽²²⁾ さらに、モンテネグロは一方的にドイツ・マルク (DM) を通貨として導入、またコソヴォでは国連コソヴォ暫定行政ミッション (UNMIK) が通貨としてDMを導入したが、DMの廃止後ユーロが法定通貨となった。また、フランス海外県及び海外領土でもユーロを法定通貨またはユーロに連動された通貨を使用している。ユーロ圏はヨーロッパだけでなく、世界の多くの地域を覆っていることがわかる。

⁽²³⁾ Bela Balassa, *The Theory of Economoc Integration* (Homewood, Illinois: Richard D. Irwin,1961), pp.1-10. なお、Balassaもこの著書で、筆者が「付記2」の冒頭に掲げたPerroux, *L'Europe sans Rivages* の言葉を引用している(1頁)。

ロ圏に入っている訳ではない。一方、EUがある制度をつくる場合、非加盟国の一部がこれに加わることがあり得る。

- (v)ヨーロッパ全域を覆う通貨同盟の結成は一つの美しい夢であるが、参加国の均等な経済発展を最大限にはかるのでなければ、そしてそのために少なくとも初期は参加国の数を極力限定するのでなければ、年月の経過と共に同盟内部の成長に不均衡が生まれ、新しい"PIIGS"が生まれることが十分にあり得る。筆者は現在のユーロ圏はあまりにも多くの国・地域を含んでおり、またこれらの国・地域間の経済格差があまりにも大きすぎると思う。長期的にはユーロ圏に参加する諸国の経済・財政政策の調和を高めると共に、ユーロ圏からの参加・脱退をもっと自由にすべきである。Marsh氏も、「(ギリシャが)ユーロ圏にこのまま残る苦しみよりも、去る苦しみの方が結果的には軽くなるだろう。難しい選択ではあるが、ほかに選択肢はない。」といっている。
- (vi) 筆者は、EU域内にいくつかの小規模な通貨同盟を復活させ、または創設し、さらに全体を覆う枠組をつくり、このような通貨同盟を形成しない加盟国もこの枠組に加わるようにしたらどうかと思う。この枠組を通じてこれら通貨圏(及び通貨同盟を形成しない国)のそれぞれで流通する通貨の相場が他の通貨圏(及び通貨同盟を形成しない国)のそれと大きく変動することを防ぐようにするのである。ユーロ導入前の1973年4月6日設立された欧州通貨協力同盟(European Monetary Cooperation Fund)(24)、また1979年3月13日に欧州通貨制度(European Monetary System = EMS)が発足したが(25)、いずれも加盟各国の通貨変動の幅を一定の範囲内に抑えることを目的としていた。筆者のいう枠組はこれらと同じ目的をもつ一種のセーフティ・ネットである。また、筆者はMarsh氏のいうようにEU非加盟国もこのような通貨同盟に加わることが可能なようにすればよい、またEU非加盟国が、他の加盟国とは通貨同盟を形成しないEU加盟国とこのような同盟を形成することもできるようにすればよいと思う。

(vii)リスボンA条約第48条 2. はリスボン条約の改正手続を定めた規定を置き、「改正の提議は同条約によってEUに委譲された諸能力を縮小する

⁽²⁴⁾ EC委員会『第7次一般報告(1973年)』、ポイント185-7。

⁽²⁵⁾ EC委員会『第13次一般報告(1979年)』、ポイント84。

欧州連合(EU)の対外能力(2)

(to reduce the competences) ための提議を含む。」と述べている。筆者は、EU加盟国は欧州統合を進める一方でこの規定の精神を胸に刻むべきであると考える。すなわち、場合により、加盟国はEUに委譲した能力を取り戻す「勇気」をもつべきではないかと痛感するのである。長期的には、これが真のヨーロッパ統合の達成にプラスになるに違いない。

(viii)最も重要なことは、ユーロ圏に加わっている国の一つ一つがそれこそ队薪嘗胆、官民を挙げて真剣に財政再建に取り組む気構えをもつことである。2011年10月30日、パパンドレウ首相はユーロ圏の対ギリシャ包括支援策を受入れるか否かにつき国民投票を行なう意向を表明したが、11月3日及び4日カンヌで開催されたG20首脳会議の際のフランスのサルコジ大統領及びドイツのメルケル首相の説得が功を奏し、4日、ギリシャ財務省は撤回を正式に表明した。G20首脳会議で採択された首脳宣言もギリシャに対して包括支援策の早期実行を求めた。11日、PASOK、ND及び国民正統派運動党(LAOS)の3党が閣僚を出し、ルカス・パパデモスを首相とする連立内閣が発足した。一方、同日イタリアのベルルスコーニ首相はイタリアがIMFの監視下で財政再建に取り組むことを決断、翌日辞任して13日、マリオ・モンティが首相に就任した。イタリア及びギリシャが国際的な協力の下にいかに経済再建に取り組むか、両国の舵取りぶりはヨーロッパ統合の行方を占う上で強い影響をもつであろう。(この項、2011年11月15日記)

4. 筆者の感想(2)

(i)もう一つの個人的な感想は、ヨーロッパ統合に対する最近のドイツ政府・国民の態度についてである。ギリシャの財政危機が表面化して以来、ドイツ官民は同国の救済に対してどちらかといえば懐疑的な姿勢をとってきた。2011年9月29日、ドイツ連邦議会はEFSFの規模及び機能を拡充するための追加対策を承認したが、同議会だけでなく、結局ユーロ圏に所属する17ヵ国全部の議会が追加対策を承認した⁽²⁶⁾。この承認が2.で述べた10月26-7日のユーロ圏首脳会議で合意された包括案につながったのである。

^{(26) 2011}年10月11日、17 ヵ国の議会のうちスロヴァキア (2009年、ユーロ圏に参加した。)の議会が最後に追加対策の審議を行ない、これを否決したが、13日に再採決を実施し、ようやく可決した。

(ii)1950年5月9日、フランス政府は「シューマン・プラン」を発表し、 フランス及びドイツ両国の間の伝統的な対立関係を除去するため両国の石 炭及び鉄鋼の生産・輸出等を一つの超国家的機関 ― のちの最高機関であ る。一の管理の下に置くことを提案したが、このとき西ドイツのKonrad Adenauer首相がこれを欣然として受け入れて以来、ヨーロッパ統合の推進 が同国の国是の一つとなった。それから60年余、当然のことながらドイツ では世代交代が進んだ。Adenauer首相は1967年に他界し、1982年から1998 年まで西ドイツ首相の職にあって東西ドイツの統合を実現し、ユーロの導 入にも大きな役割を果たしたHelmut Kohl首相も2002年に連邦議会を離れ、 政界から引退した。なお、『東京家政学院筑波女子大学紀要』第4集(2000 年3月刊)の拙稿 "Origins of the Concept of the 'Eurafrican Community'" で 述べたように、1956-7年、ヨーロッパ6ヵ国はEEC設立条約の締結のた め交渉を進めたが、1956年5月のヴェネツィア会議でフランスのChristian Pineau外相は加盟国の海外領土(その多くはアフリカにあったが、ほとん どがフランスの領土であった。)を何かの形でEECにリンクすることを他 の5ヵ国に対して主張した。1957年2月、パリで6ヵ国首脳会議が開かれた が、フランスはその主張を改めず、強硬な態度を取りつづけ、会議は決裂 寸前となった。このときAdenauer首相は周囲の反対を押し切ってフランス の主張を受け入れ、こうしてEEC設立条約は無事に調印の運びとなったの である。

また、Kohl首相については、われわれは1990年2月7日、同首相が東西両ドイツの政府が通貨・経済・社会保障同盟を創設するための交渉を開始することを提案した事実を忘れる訳にはいかない。この同盟は1990年7月1日に発足し、ドイツ・マルクは東西両ドイツに共通の通貨となった。かくて両ドイツの経済統合が実現し、国家統一に向けて新しい一歩が踏み出された。一時期の間ではあるが、東西両ドイツの間にも通貨同盟が存在したのである。1990年7月1日、両ドイツ間の国境における検問を廃止する協定が両国内相により調印された。やはり一時期ではあるが、両ドイツの間に「小さなシェンゲン協定」が存在したのである(ドイツ統一は同年10月3日)。

ドイツはECSCの発足以来ヨーロッパ統合の推進にきわめて熱心であった。その姿勢はギリシャで財政危機が表面化するまでほぼ一貫して継続し

欧州連合(EU)の対外能力(2)

ていたといってよい。(もちろん、その間、外国人労働者の異常な増加等、1950年代には予想できなかった事態が生まれ、ドイツでもヨーロッパ統合に強い疑念が表明されたことはあった。)しかし、ギリシャのみならず若干の他のユーロ圏参加国で財政が破綻に瀕し、EFSFの強化策が打ち出されるや、ドイツの世論は強いいらだちを見せるようになった。数十年前、いや十数年前にはほとんど考えられなかった事態である。あるいはヨーロッパ統合をこれ以上推進することに疑問を感じる深層心理がドイツ国民(とくに若い世代の国民)の間に形成され、これがギリシャ(むしろ"PIIGS"5ヵ国)の財政危機で一挙に表面化したのであろうか。

「付記2] EUの国連代表部

ニュー・ヨークにある欧州委員会の国連代表部については、本紀要第126号及び第138号で述べたように(139-142頁、171-2頁)、リスボン条約が効力を発生する前にFernando Valenzuela Marzo大使が離任し、当時はPeter Schwaigerが代表臨時代理であった。その後Thomas Mayr-Harting大使が国連代表に任命された。

筆者がEU国連代表部に照会したところ、2011年11月1日付で代表部の Jelena Vujicさんから回答があり、Mayr-Harting大使は10月20日、潘基文・ 国連事務総長に信任状を提出したとのことであった。彼が初代のEU代表 ということになる。 (未完)

The Capability of the European Union in International Relations (2)

KAWASAKI Seiro

Pursuant to the articles he contributed to the previous issue of the *Bulletin*, the author publishes in this issue two more articles, independent from, but related to, one another. The articles are: (1) the international (diplomatic) competence of international organizations; and (2) official relations between North Korea (the Democratic People's Republic of Korea), on the one hand, and the EU and its Member States, on the other. The last mentioned is the first part of the article on the subject, and the second part is under preparation.

While Sovereign States have, *ipso jure*, full sovereignty in their external dealings, international organizations possess varying degrees of sovereignty (but never complete). An international body is given by the Member States, explicitly or implicitly, and always in advance, certain international rights (powers) to accomplish the tasks assigned to it. With respect to the European Communities (later the European Union), the right to the signing of treaties with non-Member States and other international organizations is one such right.

It is interesting to observe that some regional organizations, such as the European Union, exercise international rights not previously assigned to them as and when they deem it necessary. A case in point is, in the author's view, the right of legation which the European Communities have practiced over the past half-century without the clear and prior consent of the Member States.